

第19回 火災防護検討会 議事録

1. 日時 平成21年5月15日(金) 13:30~16:00
2. 場所 (社)日本電気協会 4階 B会議室
3. 出席者(敬称略,五十音順)
出席委員:奈良間主査(中部電力),牛島副主査(関西電力),遠藤(東北電力),大江(四国電力),
岡(九州電力),加賀谷(日立 GE ニュークリア・エネルギー),角谷(三菱重工業),曾
根(電源開発),多田(原子力安全基盤機構),田中(日本原子力技術協会),長橋(日
本原電),名畑(北海道電力),菱川(東京電力) (13名)
代理委員:川越(中国電力・白川委員代理),大木(東芝・正木委員代理) (2名)
欠席委員:西田(北陸電力)
常時参加者:森田(東芝プラントシステム) (1名)
オブザーバ:塩崎(三菱重工業) (1名)
事務局:田村(日本電気協会) (1名)
4. 配布資料
資料No.19-1 第18回 火災防護検討会議事録(案)
資料No.19-2-1 - 1 JEAC4626(原子力発電所の火災防護規程)原子力規格委員会書面投票意見
回答集約表(反対)
資料No.19-2-2 - 2 JEAC4626(原子力発電所の火災防護規程)原子力規格委員会書面投票意見
回答集約表(保留)
資料No.19-2-3 - 3 JEAC4626(原子力発電所の火災防護規程)原子力規格委員会書面投票意見
回答集約表(賛成その他)
資料No.19-2-4 - 1 JEAG4607(原子力発電所の火災防護指針)原子力規格委員会書面投票意見
回答集約表(反対)
資料No.19-2-5 - 2 JEAG4607(原子力発電所の火災防護指針)原子力規格委員会書面投票意見
回答集約表(保留)
資料No.19-2-6 - 3 JEAG4607(原子力発電所の火災防護指針)原子力規格委員会書面投票意見
回答集約表(賛成その他)
資料No.19-3 JEAG4607「原子力発電所の火災防護指針」新旧比較表
資料No.19-4-1 JEAC4626「原子力発電所の火災防護規程」(制定案)
資料No.19-4-2 JEAG4607「原子力発電所の火災防護指針」(改定案)

参考資料-1 原子力規格委員会 安全設計分科会 火災防護検討会委員名簿
参考資料-2 JEAC4626「原子力発電所の火災防護規程」制定案に関する書面投票の結果について
参考資料-3 JEAG4607「原子力発電所の火災防護指針」改定案に関する書面投票の結果について

5. 議事

(1) 出席者の報告及び委員変更について

事務局より、代理委員及びオブザーバの報告があり、奈良間主査により承認された。

(2) 前回議事録確認

事務局より、資料No.19-1に基づき、第18回 火災防護検討会 議事録（案）の説明があり承認された。

(3) 火災防護検討会主査の選任について

奈良間主査の2年間の任期が満了したことに伴い、分科会規約第13条（検討会）第3項に基づき、主査の選任を行った。

事務局から主査選任の手順を説明した後、主査候補者の推薦を募ったところ、牛島委員より奈良間委員の推薦があった。他に候補者がいないことを確認し、奈良間委員を主査とすることを挙手により決議し、全員一致により可決となった。また、分科会規約第13条第2項に基づき、牛島委員が副主査に指名された。

(4) JEAC4624「原子力発電所の火災防護規程」制定案、JEAG4607「原子力発電所の火災防護指針」改定案に関する規格委員会書面投票対応案について

奈良間主査より 資料No.19-2-1～19-2-6及び資料No.19-3に基づき、JEAC4626制定案及びJEAG4607改定案に関する規格委員会書面投票対応案について説明があり、審議の結果、次回の安全設計分科会(5/21)に上程することとなった。

主な説明内容は以下のとおり。

・JEAC4626は反対意見3票、JEAG4607は反対意見4票により否決。反対意見を投じた委員の一部の方に主旨を確認した。また、4/23に吉川分科会長へ意見対応案の説明を実施した。

・神田委員コメント

性能規定化で民間規定を活用することが原則であり、国としては省令62号別記-2をJEACに置き換えたいと考えている。省令62号を補完する形でJEACを作ってほしいということが要望。

規制に使う目的でなく、民間で使いやすいよう整理することが重要と説明し、議論は平行線のままとなった。

・宮野委員コメント

JEACとJEAGを見ると整理ができていないことからJEACが不要と感じる。説明の主旨は分かるが、早く制定することも大切なので、今後の課題として残してほしい。

・分科会長説明時のコメント

JEACとJEAGの整理の仕方は変わらないことを説明し了解して頂いた。

分科会では、回答が同じものは集約した形で説明することとした。

・規格案の主な変更点

4.2原子炉の安全確保について、1999年版の「また、・・・放射性物質内包設備が損傷し、・・・機能を確保できる設計であること」は、今回の改定で削除したが、民間で良いと思うことは積極的に取り入れていく主旨もあることから、JEAGの解説に入れることとした（1992年制定時に検討したときに取り入れた経緯あり）

JEACの内容を除外するようなことを解説に書くのは良くない、とのコメントがあったことから2箇所ほど修正し、本文に移した。

奈良間主査より、上記コメントも踏まえ、意見対応案について説明があった。主な意見は以下のとおり。

・JEAG 図 4-3 補機想定火災の規模の考え方について、着火の可能性が無い場合は、補機漏えい油火災の想定不要としているが、何もしなくて良いように思われるのではないかと。1999年版の図のように、矢印が補機内部油火災に行くようにしてはどうか。

補機漏えい油火災の中に補機内部油火災があるのではなく、両者は並列であることから、今回の改定作業の中で、補機内部油火災と補機漏えい油火災の高さを揃えた。また、分かりやすいように注 4 を追記したことから、このままの記載とする

・JEAG 図 4-3 補機想定火災の規模の考え方について、火災の想定は1箇所ではないのか。単一火災を想定するのであれば、補機内部油火災か補機漏えい油火災のどちらかを想定すれば良いのではないかと。一番上の分岐の箇所に判断がない。補機漏えい油を想定し、着火の可能性がないのであれば補機内部油火災を想定するのであれば、矢印を整理してはどうか。

図 4-3 は本文の a. 補機内部火災と b. 補機漏えい油火災を意味しているものであり、両方想定する必要がある。本文に合わせて、図 4-3 の「補機内部油火災」の「油」を消すこととしたい。

・回答の中で、「規制に活用されるものとして整理」や「規制に活用される、されないに関わらず」等の記載は書きすぎではないかと。とらえ方によっては、エンドースして欲しくないとも読み取れる。正しく理解してもらうために、表現を変えてはどうか。また、「維持基準に読みとれますが」の記載は、「既設プラントに適用されるものと読み取れますが」と変更した方が良い。

拝承。整理の仕方の考え方が変わるものではないが、表現を検討する。

・JEAG 解説 4-18 「放射性物質の格納・放出低減機能の確保について」が追加となったが、本文に解説を呼びこんでいる箇所がない。

4. 2 の枠の下に記載する。

奈良間主査より、5/21 の安全設計分科会では、説明しやすいようコメントをまとめた資料を準備することとし、作成する資料については、各委員へメールで送信することとした。

本対応方針案及び規格修正案を第 18 回安全設計分科会へ上程することについて、挙手により決議し、委員 15 名中 14 名の賛成により可決となった。

6. その他

(1) 次回の検討会は、別途調整することとした。

以上